

寄附金控除

地方公共団体（都道府県・市町村・特別区）に対する寄附金のうち2,000円を越える部分については、その年分の所得税及び翌年度分の個人住民税の税額から差し引かれます。（ただし、個人住民税所得割の2割までが限度であるなど、一定の制限があります。

所得税・個人住民税からの寄附金控除について

1. 所得税からの控除

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率}$

尚、控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の40%が上限です。

2. 住民税からの控除（基本部分）

$(\text{ふるさと納税額} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$

尚、控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の30%が上限です。

3. 住民税からの控除（特例分）

$(\text{ふるさと納税額} - 2,000 \text{円}) \times (100\% - 10\% (\text{基本部分}) - \text{所得税率})$

住民税からの控除の特例分は、住民税所得割の2割が限度です。

下記URLを参照してください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/deduction.html

年収700万円の給与所得者（夫婦子なしの場合、所得税の税率20%）が30,000円のふるさと納税をした場合

適用 下限額	【所得税】 所得控除による軽減 (30,000円-2,000円) ×20% =5,600円	【個人住民税】 基本部分 (30,000円-2,000円) ×10% =2,800円	【個人住民税】 特例分 所得割額の2割を限度 (30,000円-2,000円) × (100%-10%-20%) =19,600円
2,000円			